

山口市遊休農地化防止対策事業に係る農機具貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市において、遊休農地（農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものをいう。以下同じ。）の発生の防止、解消の促進を目的とする遊休農地化防止対策事業（以下「事業」という。）を実施しようとする農業生産組織等に対し、本市の所有する農機具（以下「市有農機具」という。）の貸付けを行うことを通じ、農地の保全を図ることを目的とし、以下必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの対象となる市有農機具)

第2条 この要綱にいう、貸付けの対象となる市有農機具、貸付けの対象者及び事業の内容は、別表に定めるとおりとする。

(貸付の申請)

第3条 市有農機具の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる書類をもって市長に申請するものとする。

- (1) 遊休農地化防止対策事業農機具等貸付申請書（別記第1号様式）
- (2) 遊休農地化防止対策事業実施計画書（別記第2号様式）
- (3) 組織内規約
- (4) 農機具の管理運用規程
- (5) 組織の構成員名簿

(貸付の決定)

第4条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査の上、市有農機具を貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付けの決定をし、当該申請者（以下「借受者」という。）に通知する。

2 市長は、前項の規定により貸付けの決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(貸付期間)

第5条 前条第2項の規定により貸付の決定した市有農機具（以下「貸付農機具」という。）の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、原則として1年以内とする。

(事業計画の変更)

第6条 借受者は、事業に係る実施計画の内容に変更を加えようとするときは、速やかに市長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 借受者は、貸付期間中の事業に係る実績を、貸付期間終了後7日以内に市長に報告しなければならない。

(1) 遊休農地化防止対策事業実績報告書(別記第3号様式)

(2) 作業実績一覧表(作業一件ごとに「作業日」「作業農用地の所有者又は作業委託者」「作業農用地の地番」「作業内容」「作業面積」「作業料」を整理した表。任意様式で可。)

(検査)

第8条 市長は、前条の報告を受けたときは、事業の実施状況について速やかに検査を行うものとする。

(経費負担)

第9条 貸付農機具は、無償で貸し付ける。

2 貸付農機具の、貸付期間中に係る維持費、燃料費及び借受者の故意又は重大な過失によって生じた破損による修繕費は、借受者の負担とする。

(管理責任等)

第10条 借受者は、貸付農機具の運用及び保管については、善良な管理者の注意をもってこれをしなければならない。

2 借受者は、貸付農機具の破損及び運用に伴う事故が発生した場合は、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(他の用途への使用禁止)

第11条 借受者は、貸付農機具を事業に係る実施計画に定める以外の用途に使用してはならない。

(関係書類の整備)

第12条 借受者は、貸付農機具の使用状況等、事業の実施に係る帳簿そ

の他関係書類を整備しておかなければならない。

(貸付の中止)

第13条 市長は、借受者が次の各号の一に該当するときは、貸付けを中止し、貸付農機具の返還を求めることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 貸付けの決定に関して付された条件に違反したとき。
- (3) 事業の実施状況が不相当であると認められるとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(有効期限)

- 1 この要綱は、令和2年3月31日まで期限を延長し、同日限り、その効力を失う。

附 則

(有効期限)

- 1 この要綱は、令和5年3月31日まで期限を延長し、同日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表)

市有農機具	貸付けの対象者	事業の内容
山口市が、遊休農地化防止対策事業を実施するために購入した、草刈機等の農機具	◆次に掲げる要件を全て満たす農業生産組織等であること。 (1) 山口市内に所在していること。 (2) 3戸以上で構成されていること。 (3) 組織内規約を作成していること。 (4) 農機具の管理運用規定を定めていること。	◆次に掲げる要件を全て満たすものであること。 (1) 事業内容が、遊休農地の発生防止、解消の促進に有効であると認められること。 (2) 事業実施区域が、当該組織の所在する区域全域にわたっていること。 (3) 作業を行う農地の面積が、概ね1ha以上であること。

別記第1号様式（第3条関係）

遊休農地化防止対策事業農機具等貸付申請書

年 月 日

山 口 市 長 様

住所

氏名

代表者名

（電話番号 ）

遊休農地化防止対策事業を実施したいので、遊休農地化防止対策事業に係る農機具等貸付要綱第3条の規定に基づき、 の貸付けを申請します。

別記第2号様式（第3条関係）

遊休農地化防止対策事業実施計画書

1 事業目的

2 事業内容

（1） 概要

（2） 事業実施区域

（3） 作業種別及び内容

（4） 作業実施件数

（5） 作業実施面積

（6） 作業料規定及び作業料収入額

3 事業期間

※添付書類

・ 事業実施区域の位置図

別記第3号様式（第7条関係）

遊休農地化防止対策事業実績報告書

年 月 日

山 口 市 長 様

住所

氏名

代表者名

（電話番号 ）

年 月 日付け指令 第 号にて農機具等の貸付けの決定のあった遊休農地化防止対策事業について、 年度の事業を下記のとおり実施したので、遊休農地化防止対策事業に係る農機具等貸付要綱第7条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1 事業実績

※記載事項については、別記第2号様式（その1）2の（1）～（6）に準ずる。

2 事業完了年月日

